

経理の窓



この一年間ありがとうございました。明年も良き年になりますように。

平成18年12月1日号

今月の税務

法人 : 10月決算法人の確定申告と納税
地方税 : 固定資産税と都市計画税の第3期分の納付

(減価) 償却資産にかかる税金について

事業をしていると課税される税金は、事業税のほかに、事業用の減価償却資産に課税される税金があります。固定資産とは、土地、家屋及び償却資産を総称したものです。12月頃市町村から、事業者宛に送付される償却資産申告書を提出することによって価格が決定し、課税される税金です。課税団体は、固定資産所在の市町村です。

納税義務者は、償却資産台帳に所有者として登録されている者です。(個人事業者や法人)

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。ただし、鉱業権、漁業権、特許権、その他の無形減価償却資産を除きます。車両運搬具のうち、自動車税並びに軽自動車税が課税される自動車、バイク等は、除かれます。特定附帯設備については、事業用資産の場合、取り付けた者を、所有者とみなし、償却資産として取り扱われます。

非課税の範囲 (1) 国、都道府県、市町村等の非課税法人

(2) 宗教法人、学校法人等が直接本来の用に供する資産等で法で掲げられているもの

課税標準 賦課期日(1月1日)における価格で償却資産課税台帳に登録されているもの

標準税率 100分の1.4

免税点 150万円

納期 原則として 4月、7月、12月、翌年2月

大規模の償却資産や課税標準の特例については、省略させていただきます。

有限会社 たべい
電話043-422-5836 FAX043-422-5844

確定申告をする必要がある方

所得税の確定申告は、(1) 納税額がある場合、(2) 還付を受ける場合、(3) 翌年以後に純損失等の繰越控除を受けたい場合(確定損失申告)に行います。(2) 及び(3)については、納税者の任意となっています。

(1) 確定申告をする必要のある方(納税額がある場合)

- ① 事業所得や不動産所得などがある方
- ② 給与所得者のうち確定申告する必要がある方
 - * 給与の収入が、2,000万円を超える方
 - * 1ヶ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - * 2ヶ所以上から給与を受けている方
 - * 年の途中で退職したため年末調整を受けていない方
 - * 同族会社の役員などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
 - * 災害減免法によって源泉徴収の猶予などを受けた方
 - * 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受けるときに所得税を源泉徴収されないこととなっている方
- ③ 公的年金等の雑所得がある方
- ④ 退職所得がある方(一般的には必要ありませんが、必要な場合があります。)

(2) 確定申告をすれば還付を受けられる場合

(還付申告をしなければ、還付をうけることはできません。)

- * 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる方
- * 平成18年の途中で退職した後、就職しなかった方
- * 予定納税の額が申告納税額よりも多い方

(3) 確定損失申告をすることができる場合

純損失や雑損失があって、翌年以降繰越控除を受けるため、又は、その年分の純損失の金額について純損失の繰戻しによる還付を受ける場合等には、確定損失申告をする必要があります。

(損益通算)

不動産所得や事業所得、譲渡所得の金額の赤字は、他の所得から控除します。このことを損益通算といいます。赤字を差し引くには、差し引く所得に順番があります。

居住用財産については、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の通算、特定居住用財産の譲渡損失の通算があります。

(繰越控除)

損益通算してもなお控除しきれない赤字がある場合、所定の確定申告書を提出すれば、赤字の年度の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

繰越控除には、純損失の繰越控除(一般の場合と青色申告の場合)、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、雑損失の繰越控除があります。